

商法 Chapter 2

Date

/

Date

/

Date

/



会社法が採用している次の規律のうち、株主の保護を直接の目的としているとはいえないものはどれか。

- 1 純資産額が300万円を下回る場合には、株主に剰余金の配当をすることができない。
- 2 定款には、事業目的を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 会社が種類株式を発行するには、定款で、株式の内容等の一定の事項を定めることを要する。
- 4 取締役の会社に対する責任を免除するには、原則として総株主の同意を要する。
- 5 取締役会設置会社の取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとするときは、取締役会の承認を要する。

正解

1

[会社法総論] 会社法の規律

1 株主の保護を目的としているとはいえない

純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない（会社法458条、453条）。この規定は、剰余金の分配は株式会社の債権者にとって唯一の引当てである会社財産を流出させることでもあるため、剰余金の配当に一定の要件を設け、会社の債権者を保護する趣旨である。したがって、本肢の規律は、株主の保護を直接の目的としているとはいえない。

2 株主の保護を目的としているといえる

株式会社の定款には、事業目的を記載し、又は記録しなければならない（同法27条1号）。定款は会社の自治規則であり、会社の機関のほか、会社に参加する株主も拘束するものである。また、会社の事業目的は、株主の出資の目安となり、あるいは、取締役等の違法行為に対する株主の差止請求等における一定の基準にもなる。したがって、本肢の規律は、株主の保護を目的としているといえる。

3 株主の保護を目的としているといえる

株式会社が種類株式を発行するには、定款で、株式の内容等の一定の事項を定めることを要する（同法108条1項、2項）。会社法のもとでは、株主平等原則（同法109条1項）の結果として、種類株式のような法定の態様以外による株式の権利内容等の差別化は認められておらず、種類株式の内容等を明らかにしておくことは株主の保護に資するものと考えられる。したがって、本肢の規律は、株主の保護を目的としているといえる。

4 株主の保護を目的としているといえる

取締役の株式会社に対する責任を免除するには、原則として総株主の同意を要する（同法424条、423条1項）。これは、取締役の行為や責任に対し、会社の実質的所有者である株主に一定の監督・是正権等を与える趣旨であると解される。したがって、本肢の規律は、株主の保護を目的としているといえる。

5 株主の保護を目的としているといえる

取締役会設置会社の取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときは、取締役会の承認を要する（同法356条1項2号、365条1項）。これは、取締役の行為や責任に対し、会社の実質的所有者である株主に一定の監督・是正権等を与える趣旨であると解される。したがって、本肢の規律は、株主の保護を目的としているといえる。

以上により、株主の保護を直接の目的としているとはいえないものは肢1であり、正解は1となる。